

// 飛竜 // 賀老の滝



高さ70m、幅35m

日本の滝百選

北海道自然百選

にも選ばれている名瀑

(狩場・茂津多道立自然公園)

おもな内容

▶ 第2回定例会

行政報告……………2～3ページ

審議した議案……………3ページ

審議した議案と内容……………4ページ

一般質問……………4～12ページ

意見書……………13ページ

▶ 研修活動……………13ページ

第2回村議会定例会

平成13年第2回村議会定例会は、去る6月21日開会され、会期を6月22日までと決め、はじめに議長の諸般報告のあと村長の行政報告を受け、各議案の審議を行い、同日21日午後2時55分に閉会しました。

行政報告

一、指定寄付について

去る六月一日、寿都生コン株式会社より運動会の運営費に役立ててほしいと五万円の指定寄付がありました。

さっそく小、中学校の運動会、体育大会の運営費として使用させていただくことにいたしましたので、報告させていただきます。

二、指定寄付について

はまなす風力発電株式会社より島牧ウインドファームの運転開始一周年を記念いたしましたので、昨年度に引き続き地域振興に役立てていただきたいと一〇〇万円の寄付採納を受けました。

寄付採納は、六月十二日に現地視察を兼ね来村いたしました丸紅株式会社、吉光取締役から直接寄付目録により贈呈を受けたところであります。なお、寄付金につきましては今月中に入金になる予定であり、入金確認後補正予算を次期議会に提案いたしたいと思っております。

三、賀老の滝へ至る滝見道路の決壊による復旧経過について

すでに皆様ご承知のことと思いますが、去る五月十一日に村担当職員が賀老園地の開園に向けて各施設の安全確認のため現地調査実施中に、滝見道路の一部に大規模な土砂崩落箇所を発見し、ただちに議員の皆様方に状況を報告し、同月十四日に村議会、村、建設協会との関係者により崩落箇所とあわせて別ルートとして昭和四十八年に開設し、昭和五十七年に閉鎖した、旧滝見道路の現地調査を実施いたしました。

その結果、現地において協議し崩落した滝見道路を閉鎖し、代替道路としての旧滝見道路の早期復旧を図ることといたしましたところでございます。

このことから、代替道路復旧工事の実施に向けて五月十八日、島牧村建設協会へ工事実施にかかる準備態勢について要請、同月二十二日以後志支庁地域政策観光課および林務課による代替道路現地調査の実施、二十二日から二十三日にかけて道立自然公園特別地域内工作物の改築許可、保安林内作業許可、保安林内立木伐採届等の申請を行い、翌二十四日に許可証の交付を受

第2回村議会定例会出席者状況

(開会・平成13年6月21日)

			氏名	開催日
<p>◎村出席者</p> <p>村長 水守 義則 助役 村川 寧則 収入役 藤田 章 総務課長 山田 康次 財政課長 政田 修司 企画観光課長 藤沢 克司 住民課長 藤野 美克 健康福祉課長 野崎 泰生 農林課長 藤川 茂夫 水産課長 大西 敏夫 建設水道課長 北島 一夫</p> <p>◎教育委員会出席者</p> <p>教育長 内村 正光 教育次長 吉野 武美</p> <p>◎農業委員会出席者</p> <p>事務局長 加藤 哲夫</p> <p>◎議会議務局</p> <p>事務局長 関川 東明</p>	<p>◎出席議員</p> <p>議席番号</p> <p>① 渡辺 弘忠 ② 白石 一男 ③ 浜野 勝男 ④ 大高 勲 ⑤ 長尾 文裕 ⑥ 後藤 諭 ⑦ 石川 勝治 ⑧ 伊藤 真一 ⑨ 佐藤 則一 ⑩ 中田 史 ⑪ 野坂 全 ⑫ 河上 満</p>	<p>① 欠席 ② 欠席 ③ 欠席 ④ 欠席 ⑤ 欠席 ⑥ 欠席 ⑦ 欠席 ⑧ 欠席 ⑨ 欠席 ⑩ 欠席 ⑪ 欠席 ⑫ 欠席</p>	<p>21日</p>	
全 員 出 席				

け、同じく二十四日に島牧建設協会へ工事着工を依頼し、建設協会では五月二十八日から工事を開始し、六月七日、八日の二日間にかけては村の観光協会会員および村職員による工事資材の運搬協力等により、総延長約五九〇メートルの滝見道路が完成し、六月九日の土曜日から供用を開始したところでありますので報告させていただきます。

四、平成十二年度島牧村各会計の出納閉鎖状況について

一般会計につきましては、歳入決算額三〇億三、〇一二万四、六六三円、歳出決算額二九億九、一四七万八、九七〇円で差引き三、八六四万五、六九三円の決算剰余金が生じております。

このうち、災害援護資金の道への償還分四〇九万六、八九〇円、地域インターネット導入促進事業にかかる繰越明許費繰越額が七一九万七、〇〇〇円を平成十三年度へ繰り越した残額二、七三五万一、八〇三円は財政調整基金に編入いたしました。

特別会計のうち国保会計については、歳入決算額三億一、一三四万五、九六五円、歳出



▶ 5月11日崩落が確認された賀老の滝遊歩道

決算額二億九、五六〇万九、五〇七円で、差引き一、五七三万六、四五八円の決算剰余金が生じ、このうち支払基金への返還分一八四万八、一六五円を平成十三年度へ繰越した残額一、三八八万八、二九三円は国保財政調整基金に編入いたしました。

簡易水道会計については、歳入歳出決算ともに一億二、五三〇万六、五九三円であります。

老人保健会計については、歳入決算額三億七、七八四万六、一五六円、歳出決算額三億七、四一五万九、八一円

で、差引き三六八万六、三四五円の決算剰余金が生じてお

りますが、これは平成十三年度において支払基金等へ返還することになります。

また、平成十二年度から新たに設置した介護保険会計については歳入決算額一億八、七五一万二、〇四六円、歳出決算額一億八、三六八万四、一五〇円で、差引き三八二万七、八九六円の決算剰余金が生じておりますが、このうち支払基金等へ返還分二六一万九、六二九円を平成十三年度へ繰り越した残額二二〇万八、二六七円は介護保険給付準備基金へ編入いたしました。

審議した議案

議案第一号 監査委員の選任について

議案第二号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

議案第三号 財政調整基金の一部処分について

議案第四号 平成十三年度島牧村一般会計補正予算(第二号)

議案第五号 平成十三年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

議案第六号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計補正予算(第一号)

議案第七号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

報告第一号 平成十二年度島牧村繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第二号 島牧村土地開発公社の経営状況の報告について

閉会中の継続調査(議会運営委員会)

議員の研修会等出席について

意見案第一号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書について

審議した議案と内容

議案第一号 監査委員の選任
について

〔内容〕島牧村監査委員の佐藤静雄氏が平成十三年六月二十七日をもって任期満了となるため、同氏の再任について議会の同意を求めたものです。

◎審議の結果…全員賛成で原案承認

議案第二号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

〔内容〕先に策定した辺地に係る公共施設の総合整備計画が平成十二年度で終了したため、今後の公共施設の総合整備を図るため、歌島・本目・豊浜・永豊・元町・栄浜辺地に係る公共施設の総合整備計画を策定し、道との協議が終了したので提案されたものです。

◎審議の結果…全員賛成で原案可決

議案第三号 財政調整基金の一部処分について

〔内容〕平成十三年度島牧村一般会計予算に財源不足充当のため、財政調整基金の繰入限度額を増額するものです。

処分額は一億五千万円以内、処分理由は平成十三年度島牧村一般会計予算に繰り入れのため

◎審議の結果…全員賛成で原案可決

議案第四号 平成十三年度島牧村一般会計補正予算(第二号)

〔内容〕補正額は四、五二五万二千円を追加し、総額は二億八千九百八十八万八千八百八十九円になります。歳出補正の主なものは、介護保険サービス利用料軽減負担金で一二七万一千円の追加、除雪機購入で二四二万一千円の追加、種苗生産施設整備事業で二、三六九万九千円の追加、泊川通線維持補修工事で三、八二万三千円の追加、ホンベツ川水門施設点検委託で四、六六万円の追加などです。

◎審議の結果…全員賛成で原案可決

議案第五号 平成十三年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

〔内容〕補正額は七四〇万二千円を追加し、総額は一億一、

二、三〇万二千円になります。歳出補正の主なものは、元町地区配水管布設替工事で六三六万九千円の追加、元町地区給水管切替工事で四九万二千円の追加などです。

◎審議の結果…全員賛成で原案可決

議案第六号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計補正予算(第一号)

〔内容〕補正額は三七九万九千円を追加し、総額は二億八、八七九万九千円になります。歳出補正の内容は、前年度分負担金等精算償還金です。

◎審議の結果…全員賛成で原案可決

議案第七号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

〔内容〕補正額は二、六二万四千円を追加し、総額は一億九、九六二万四千円となります。歳出補正の主なものは、介護給付費国庫負担金で一一万一千円の追加、介護給付費支払基金交付金で一二二万円の追加などです。

◎審議の結果…全員賛成で原案可決

報告第一号 平成十二年度島牧村繰越明許費繰越計算書の

報告第一号 平成十二年度島牧村繰越明許費繰越計算書の

報告について

〔内容〕地方自治法の規定により、平成十二年度予算のうち、地域インターネット導入促進事業について平成十三年度に繰越したので議会に報告するものです。

報告第二号 島牧村土地開発公社の経営状況の報告について

〔内容〕地方自治法の規定に

より、島牧村土地開発公社の

村の出資額が公社資本金総額の二分の一を越えるため、経営状況を議会に報告するものです。

議員の研修会等出席について

〔内容〕北海道町村議会議長

会並びに後志町村議会議長の主催による研修会等に出席することにについて、議会の承認を求めたものです。

一般質問

第二回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答要旨をご紹介します。
今回の質問者は四名ですが、掲載にあたっては、主に通告事項を中心にまとめました。

佐藤 議員

一、ゴミの不法投棄の問題について

本年四月より家電リサイクル法の施行により、数品目の家電製品に対し引き取り料金の個人負担が必要となりましたが、三月の駆け込み需要から三ヶ月が経過し、今後不法投棄が増大することが懸念されます。

このような中、現状等の把握をしておられるかまた、観光シーズンに入り今後、他市町からの人の流入が増える中で対応策を考えておくべきと考えますが、村長の所見をお聞きます。

村 長

等現状把握については、昨年度までは粗大ゴミとして回収・処理をしていたテレビ、

冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電四品目が、今年の四月から家電リサイクル法の施行により、これらの家電製品の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効活用を推進するため消費者家電小売店、家電メーカー等がそれぞれの役割を果たしながら協力して行う仕組みとなったものであります。

よって排出者は、小売店等にリサイクル料金と収集の運搬料金の二種類の料金を支払って引き取ってもらうことになりました。

昨年度まで無料であったものが、今年度から有料となったことから不法投棄の増加が予想されますが、四月と五月、それから六月の粗大ゴミの回収日に合わせて担当者が各ゴミステーションを巡回した結果では、幸いにも一台も排出されていない状況でありました。

これにつきましては、昨年度において国及び道からのマスコミを通じての事前のピーアール、村の粗大ゴミ回収時におけるオフトーク通信等により、各家庭の不用な家電製品等が三月までに排出された

ものかと思われず。

ちなみに、昨年度における清掃センターでのこれらの家電製品につきましては、通常の年の三倍程度の台数が持ち込まれ、処理したと伺っております。

次に今後の対策といたしましては、現在まだこれらの不

佐藤議員

二、村主催等の各組織について

村が主催等の各種の委員会、協議会、また公社等が多数存在しますが、十分に活動、機能していない物もあるように感じられますが、活動状況を公表願いたい。

また、機能面などで問題点があれば、その内容についてお聞かせ下さい。

村長

村が事務局を持っている各種委員会、協議会等については、主なものだけ数えてみても三十五の委員会等があります。

これらの組織を大まかに分類してみますと、法的に設置が義務付けられているか、法により設置条例を設定し、その条例の中で村または教育委員会の附属・諮問機関としての組織が十一、村条例・規則の中で村または教育委員会の附属・諮問機関としての組織が十七、ある程度任意的に設

法投棄が確認されていない状況にはありますが、未然防止のため今後ともオフトーク通信等により周知を呼びかけて参りますとともに、不法投棄禁止の看板等を設置して普及啓発に努めて参りたいと思

います。

置されている組織が七となっております。

まず法的なもので設置されている組織については、島牧村防災会議、島牧村固定資産評価委員会、島牧村予防接種健康被害調査委員会、島牧村国民健康保険運営協議会等があります。これらの活動に關しましては固定資産評価委員会や予防接種健康被害調査委員会等のように、審査の申し出や、もしも予防接種により健康被害が発生した時にしか委員会を開催しないものもあります。

昨年においては委員会を一度も開催していないものが七組織、一回から二回の開催が国保運営協議会や体育指導委員会等四組織になっております。

次に村条例・規則の中で附属諮問機関として組織されているものには、島牧村特別職報酬等審議会、島牧村表彰審議会、人材育成推進委員会等

があります。活動状況に關しましては、これらの組織は村または教育委員会からの諮問により審議し、意見を具申する形のもので、昨年度の状況を見ますと、諮問しなかつたために委員会等を開催しないものが特別職報酬等審議会、村家畜審査委員会等あわせて十一組織、一回から二回の開催がスポーツ表彰審議会、あるいは公営住宅入居者選考委員会等四組織、社会福祉委員会と母子保健協議会については六回開催されております。

次に任意に組織されているものについては、村交通安全推進委員会、生活改善推進委員会、社会を明るくする運動実施委員会等がありますが、これらの活動状況は年に一度、定期総会等を開催している状況にあります。

再質問

私が申し上げたいのは、会議を開いているとか、集まりを持っているということではなく、例えば今、土地開発公社ですとか固定資産評価委員会ですか、こういったもの、例えば公社につきましては、

村が何か土地を取得するため

の時に活動するということがなっているような感じがしますが、これはそういった事実がなければ実際の動きはないと思えますが、確か十二月だったかと思いますが、本目の文教地区に指定された所になぜ住宅が建っているのか、そのプロセスを教えてくださいと質問させていただいた時、あれはたまたま災害の時に土地が見当たらなかったため、急きょ代替という形であそこに建てたということだと思えますが、例えば公社とかで、島の遊休未開地、また不在になつている住宅、こういったものがどういふふうな現状になつているかというふうなことも事前に調査するような動きもできるのではないかと思

います。

今までの既存の枠にとらわれた中身でなく、必要とされ

る物事がたくさんあるのではないかと、含んでいただきたいと思います。

その辺見直しをして、せっかくある組織ですから有効に活用した方がいいのではないかと考えている訳ですが村長の考えをお伺いしたいと思います。

ただ、どの委員会も必要があつて設けておりますし、またいつ必要になるかわかりませんが、今後今言つたようなことは十分検討して参りますが、特に今のところ問題があるというふうには思っておりませんので、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

村長

さき程も少し述べましたが、活動といつても会議等を開催しないこともあつたという中

三、行政改革を急ぐ必要性について

佐藤議員

小泉内閣発足により、国全体の行財政を含めた様々な政治全体の改革、改善が、今までの発想を超えて大きく進むものと考えます。

私も以前より「行政改革なくして財政改革なし」と時の首相と同様の事を申し上げてまいりました。

現在の日本の政治、行政システムの中では地方行政においては、国等と異なつた部分での改革のむずかしい点もあろうかと思ひます。

今問題とされている地方交付税制度等歳入面の仕組みや、歳出面における各施策事業の本身での中央と地方での温度差、特に当村のように小さな自治体における公共事業のウエイトの大きな地域での今後のあり方等、容易には行かないと思ひます。

しかし、手をこまねいてはいられません。

国が行革を断行する以上、地方はそれを見越して一歩も二歩も先に実行して行かなければならないと考えます。

当村議会も含め、地方議会はチェック機能が最大の使命と言われますが、議長を中心に定数の削減、手当の縮小等、努力をしまいにありますが、現在の仕組みの中でも可能ではあります、理事者側より提案された事に対する審議だ

けでなく、提案型の議会に移行する必要もあると思ひます。

私ごときでもこのような内容を検討しておりますが、村長の現時点での大局的な意向と認識をお聞かせ下さい。

村長

行政改革の推進につきましては行政改革大綱、行政改革推進計画の基本方針に基づきまして、改革を実施してきた所であります。

見直しされたものには即対応しなければならぬもの、あるいは長期的な展望の視点に立ってしなければならぬものがあり、そのような面も慎重に検討しながら逐次で

きるものから進めてきており、今後も本村の実情に即して行政改革を進めて参る所存であります、現在の地方行政を取り巻く諸情勢は、高度・多様化する行政ニーズ、あるいは地方分権や多くの分野で構造的な改革が進められており、時代の変化に即応した政策の見直しが必要とされている状況にあります。

また、国において地方交付税交付金削減、道路特定財源公共事業等の見直しをする構造改革が打ち出されており、地方行財政はますます厳しく

なる状況にあります。

私はこうした時代の下で、

常に本村行政の現状と課題の把握に努め、新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できるように行政体制の整備強化と改革が必要であると認識しております。

今日、地方自治体は大局的には二つの大きな改革が求められていると思ひます。

財政の健全化のための財政改革は当然として、行政執行における改革が重要な事項として求められていると認識しているところであります。

地方行政のやるべきことは、その時代に即して実施して行かなくてはなりませんので、国と並行して行政改革の推進が急務とする課題も出てくる場合もありませんが、行政改革にあたっては、本村の実情とレベルに即して行政改革を推進して参らなければならぬと考えております。

また、地方交付税削減等を見直す構造改革が政府より打

ち出されておりますが、この改革案については、各地方自治体より成否について議論が交わされておりますので、これらの動向も見極め、本村の行政改革については対応して参りたいと考えております。

再質問

行政改革が必要だという認識は、十分お持ちだというふうに感じておりますが、実際にそれではどういったことが、この一年間の間になされていくのかということをお考えした場合に、ほとんど何も手をつけていないのではないかと思ひます。

大局的に形やシステムを変えろというものは、これは今の国全体のシステム、行政全体のシステムの中で当村だけが突出するということは、非常に難しい部分があるかと思ひますが、今までやってきたことは手をつけやすい部分からやっていくと、これも一つの考え方ではあるかと思ひますが、やはり手をつける必要性のある所からやるというふうなことが必要ではないかと私思ひます。

例えば構造改革だけでなく、観光や教育だとかいろいろな

産業のことですとか、いろいろなことにはきちんとした方向性ですとか、目標をきちんとして設定をして一貫性のある、そして到達点が見える、どこまでやるんだということがはっきりした中でやっていかなければなかなか進むものではないと、このように考えております。

村長の再度その辺の意欲というものをお示しいただきたいと思えます。

村長

大変厳しいご意見ですが、先程の繰り返しになります、質問者が言われた通り、手のつけられるもの、あるいは急がれるもの、やれるものからやれということについては、私も全く同じ意見でございますので、今後これらのことも踏まえ、村の実情あるいは当然国、あるいは道の動き等も見極めながら、今後の行政改革について進めて参りたいと思えます。

島牧村マイクロバス運行規定により管理、運行しております。バス使用を許可するに当たりましては、マイクロバスの事故による搭乗者に対する補償については、マイクロバスが加入している事故保険金等に支払われる保険金額の範囲内とすることで、搭乗者から誓約書に押印をいただいていることについては、ご理解いただけるかと思えます。

村長の行革に対する意欲とか、何をするんだというものが感じられないので、ぜひそういう面をお示しいただいて、リーダーシップを発揮して行革に取り組んでいただきたいと思えます。

近隣町村においても、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

一、村バス利用について
村バスの利用については、村内の老人クラブなど各団体が有効に活用をしておりますが、利用申請に当たって乗車希望者より個々に印鑑を徴しているのが現状であります。

参考までに年金の受給権調査では本人の印はおろか、村の印鑑も必要としないのであります。

白石議員

村長の再度その辺の意欲というものをお示しいただきたいと思えます。

村長

村バスの利用申請に当たって、個人の印鑑を徴すること

を廃止出来ないかとのご質問であります、村のマイクロバスの運行にしましては、

ればいらなくて、団体、あるいは村外に出る時、そういう時には必要なのかなという感じは持っていた訳です。

町は八六回でこの調査の中では二番目に低いところでございました。

バス使用を許可するに当たりましては、マイクロバスの事故による搭乗者に対する補償については、マイクロバスが加入している事故保険金等に支払われる保険金額の範囲内とすることで、搭乗者から誓約書に押印をいただいていることについては、ご理解いただけるかと思えます。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

近隣町村においては、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいただかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参りたいと考えております。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

ただ、不特定の団体、これについては村がたとえば旅費等を支給するとかということになりませんので、それらについては本来これは村長が特に認めるということでは村バスの利用を許可しているような格好になります。

その時においては、先程も村長が申しました通り、事故が起きた時の責任、補償問題、こういうことがありますので、誓約書に印鑑をもらうという

ようにならざるを得ない訳です。

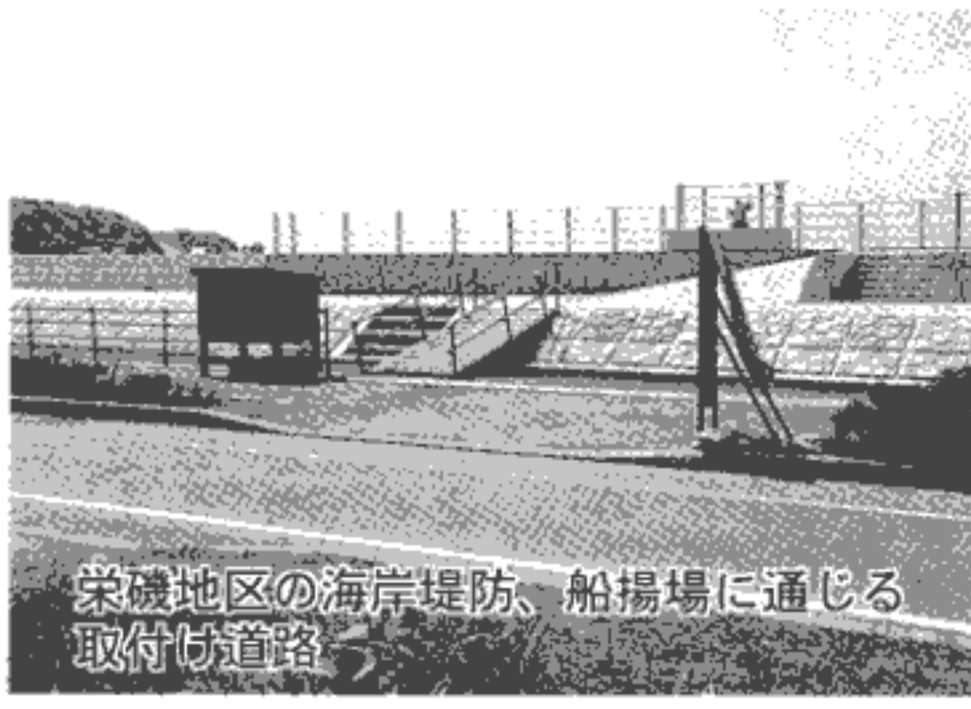
村でも近隣町村の状況等について調べてございます。

村長の答弁の中にもありません。村長は、これについては何とか申請書の様式の中で、それらを網羅するような形で個人の印鑑を徴しないようなこととで近隣町村の実態を検討いたしまして、そのようにしたいと考えております。

白石議員

二、海岸堤防の取付道について

栄磯地区、川内さん前の海岸堤防には舟揚場に通じる取付路がなく、工用の単管を利用して通路にしている現状であります。斜面がきつく高齢の方や、足の悪い方では漁具を持つての昇り降りは大変な状況であります。ぜひ、取付路を作っていたいただきたい。



村長

栄磯地区東側の斜面に通じる国道側からのスロープ取付けについては、高潮対策事業による護岸工事では、斜路が設置されて段差の大きい所にはほとんどの箇所付近にスロープも設置されておりますが、あの周辺二箇所の斜路にはご指摘の通りスロープが設置されていないため、単管に板張りをしてリヤカー等の通

路にしている状況にあります。

この件につきましては、工事施工当時から地域住民等から要望があり、村としても小樽土木現業所に設置について要請した経緯がありますが、土現としては設計上、国道と防潮堤との間にスペースがとれないために、国費導入事業としては、他の箇所のようなスロープを取り付けることは規格設計の面で出来ないことであり、やむを得ず単管を利用した通路を取り付けてもらうことで付近の利用者の承諾

を得た経緯があります。

しかし、他の箇所については永久工作物の通路であるのに、この箇所はこのまま仮設の通路となりますと、付近利用者の感情からも他の箇所と同様の整備をしてほしいとの要望は理解出来るものがございますので、今後とも小樽土木現業所と協議を進めながら、何とかただ今質問の主旨に添うよう、また利用者がある程度満足出来るよう施設の改善について要請して参ります。

長尾議員

一、道の駅「よってけ島牧」の看板について

村外を車で走っておりますと、何ヶ所か道路わきに道の駅「よってけ島牧」の看板を見ることが出来ますが、あまり良い状態ではありません。通行車輛の目につく物でもあり、今後も利用するのであればそれなりに対策を講じなければならぬと考えますが、村長のお考えをおうかがいたします。

村長

ご質問の看板につきまして、国道二二九号黒松内町北作開道道交点、それから国道二二九号岩内町大浜二七六号交点、国道二七六号喜茂別町尻別二二〇号交点、それから国道五号長万部蔵代道道交点、それから国道五号共和町の国

富二七六号交点に設置されて

おります五基の看板かと思いますが、ご承知のことと存じますがこれらの看板につきましては、第二白糸トンネル崩落事故の時に、地元への支援施策の一環として小樽開発建設部が設置し、管理している看板であります。



設置時は白糸トンネル開通までの暫定的期間として整備したため、カラートタンの基礎版面に印刷加工シートを貼り合わせた構造であり、その後調査いたしましたところ、五基の看板とも表面が色あせ、一部剥離しております。

特に国道五号共和町富の看板につきましては、看板の右側下部のカラートタン基礎版面自体が破損している状況でありました。

質問者のご指摘のとおり、国道を往来するドライバーに対し、本村の観光イメージのダウンになるものと再認識しているところであります。現在、小樽開発建設部に対し、これらの看板の今後の処遇について照会している所で

ありますが、看板設置の経緯から推測してみますと村への譲渡か、あるいは完全に撤去のどちらかになるのではないかと思います。

仮に村への譲渡が認められ、今後の維持管理は村が行うとした場合、早急に看板の補修が必要であり、これは相応の予算がかかると思われます。

また、村外地域の設置看板であることから、日常管理に支障をきたすことがないか等、不安な要因を抱えていることも事実であります。

慎重な判断が必要と思いますが、看板の基礎等の設備はしっかりしていることから維持管理費が少なく、設置町村の協力等も得られるならば、継続設置の方向で検討したいと考えております。

再質問

譲渡か撤去かということで、私自身あれはあのまま生かして維持しておくのも、これはまた結構高額な経費がかかるだろうと考えますし、逆に撤去した場合どの位の影響が出るのか、その辺決めかねる訳ですが、村長は維持の方で考えておられるようですが、どちらがいいのか実際判断に悩む

所ですが、村長が維持して行くというふうには決断された経緯といいますか、根拠をお伺いしたいと思います。

村長

先程も少し申し上げましたが、まだこれは開発建設部の所有になっていてまだ協議中ですので、仮に撤去するとなれば当然開発の方で撤去してしまうと思いますが、仮に村の方に譲渡がされればまたい

長尾議員

二、滝見道路の抜本的な対策について

今までの滝見道路の崩落で、急きょ以前使用していた道路の整備を進め、何とか一日も早く滝を見学できるようにと頑張っておられる所ではありますが、この道路とは別に身障者、また高齢者でも簡単に滝の見学ができるような対策を講ずるべきと考えますが、村長はどのようにお考えになっておられるのかお伺いいたします。

村長

先程の行政報告の中で賀老の滝へ至る滝見道路の決壊による代替道路の復旧経過等については、述べさせていたいただきましたので省略させていただきます。

この代替道路とは別に、身障者あるいは高齢者でも簡単に賀老の滝を見学できるように、この対策をとっておりますが、この対策としては平成六

ろいろな許可の関係、占用許可ですとか、他の町村にある訳ですから、除雪ですとか、草刈ですとかいろいろな問題が起きてくる訳です。

村長

維持する場合、その辺の町村との協力、あるいは調整等も必要になってきますので、仮に認められた場合についてはそれが得られれば、今後継続設置していきたいと考えております。

必要との考えを持っておりません。

しかし、現地の自然環境をも考慮に入れ、地理あるいは地形、気象等の諸条件にも適合した恒久施設はどのようなものが良いのか、また施設建設に当たっては多額の財政負担が伴う等、いろいろ課題も多いと思われまので、将来的にもこれら施設建設は必要であるという認識は持っておりますが、調査、研究等の実施については今後検討して参りたいというふうにお考えしております。

以上のことから、本村の中心的観光スポットである賀老の滝の見学コースとしては、現在の二つのルートを確認しております。

滝の見学者に対しましては十分な施設とは言えませんが、今後とも村としては、利用者に支障をきたさないように、現有の施設の維持管理に努めて参ります。

再質問

一応滝が見学できるのは、二つのルートを確認しているということですが、やはり賀老の滝の素晴らしさ、雄大さということになると、

できるだけ川に近い状態、水面に近い状態から見学できるのが一番ではなからうかと思えます。

村長

実際村長ご自身抜本的な対策の改善を考えて、必要性は認められておりますが、私はこれはもっと必要性を認められるのであれば、青写真を早く作るべきでないかと考えますが、その辺は村長いかがでしょうか。

村長

近い将来に、こうするといふことは少し難しいかと思いますが、今現在考えられるのは、まず道路の問題です。

滝まで行く道路は今、道代行の道路として千走川温泉の付近から道路改良に入る訳ですが、当然大型バスがすれ違える道路ということで整備を進める訳でございますので、それらを待ってからのと、お客さんが来てくれないとどうにもならないので、その辺も考慮に入るとかなり遠い将来という感じがいたします。

再質問

いずれにしても相当な金額がかかるということだけはご承知いただきたいと思えます。概算ですがはじき出してありますので担当課長の方から

説明させます。

農林課長

恒久的施設ということで、まずエレベーター方式、若しくはリフト方式、それからエスカレーター方式、大体この辺を考えたところでございます。

リフト方式とエスカレーター方式につきましては、当然その川原に降りますことから川原の方にスペースがなければ設置物が建たないということ

です。上と下で当然押さえなければなりませんので、そうなるが一番いい方法となりますとエレベーター方式となり、これは縦穴を掘って、あと横穴を平らにしましてそこを歩いて行って川の縁で展望台みたいな格好で見ってもらうこととなります。

そういう方式でやりますと本当の概算の概算でございますが、エレベーターが十人乗り一機、あと縦穴が一〇〇メートルほど、あと横穴を五メートル、それでやりますと大体二億位の工費がかかります。

ただし、これにつきまして

せん。

そしてエレベーターになりますと、当然自家発電の電気

については使用を控えた方がいいと、通常の北電の電力が最適であると、そういうような指摘もございます。

ですからあくまでも縦穴とエレベーターとあと展望台、その辺で約二億ということ

再再質問

村長ご自身は道代行の道路

の整備が終わってからと、実際また例えば恒久的な施設を設置して利用者がどうかという点で、現に過去の統計の数字を見ますと、賀老の滝には十万人ほど来訪者がいると思

います。これが今、施設が

もつと今より便利になったという状態であれば、私は利用者ももっと増えるだろうと思

考えでしうか。

村長

多額の費用を投じてやるとすればもっと客を呼び込むよ

うなことでなければだめだ

というふうに思いますし、今言

つたように代行道路が今始ま

るうとしている段階で、その

ためには大型バスを入れる

という計画がある訳ですから、

お

そらく施設ができると思

えば、その以降の問題にな

るうかと思

います。

青写真ということであれば、

概略ですが調べております。

概ね今言つたようなことを

換算してみますと、四億から

五億の計算にならうかと思

います。

三、行政組織の見直し改革について

行政改革の一つとして、来年三月で両支庁を廃止するこ

ととして現在諸問題にとりくまれて

いるものと考えますが、私は更に踏みこんだ状態で

村の行政組織の見直し、改革して

いたいただきたいと日頃考えて

ます。

なぜかと言うと電気の問題、

ハウスの問題、当然裸で置く

訳にいきませんので、そうい

うふうなことを計算して、四

億から五億かかるということ

と、造った施設は無料

でいいのかという問題が出てくる

訳ですが、有料という問題にな

ると、なおさら多数の人が来

ていただくようなことでな

ければだめであらうと思

います。今言つたようなことを

将来的とすれば、おおよその目

安は道路ができて後になると、

こういう気がいたしました

申

し上げた訳であります。

三、行政組織の見直し改革について

行政改革の一つとして、来年三月で両支庁を廃止するこ

ととして現在諸問題にとりくまれて

いるものと考えますが、私は更に踏みこんだ状態で

村の行政組織の見直し、改革して

いたいただきたいと日頃考えて

村長

村の行政組織、構成は新

たな行政課題や、多様な住民ニ

ーズの対応と公共施設の整備と

相まって現在の社会情勢に対

して参る所存であります

が、行政の執行はその時代の変

化に即応して政策が見直されて

実施されるものと考えており

ます。

従いまして、ご提言の行政

組織の見直し、改革の件につ

きましては行政需要の変動と

施策の展開に見合った組織の

見直しを検討すべきと思

っております。

行政改革の一環として現在

進められております両支庁の

廃止、行政情報化システム導

入とこれらの事務処理システ

ムの見直しをあわせて、今後

検討して参ります。

再質問

私がお伺いしたい部分と、

少しずれがあるかなと思

いますが、今村長がお認めにな

りました時代に即応した政策の

変化、見直しということ

で、では今現在、村の行政組織

そのものが時代に合った組織

なのかということ

です。

どうも私にとっては、違

うのではないだろうかと

いう部分が大

きく感じる訳

であり

ます。

先程の質問者の佐藤議員も

言いましたが、やれること

からやるのでなくて、まず

やらなければならぬ今の

国の政策であります市町村

合併、地方交付税の削減、

題についてならば今やらなければならぬ、自分の体から血を出してでもやらなければならぬという、そういう意気込みがなければならぬと私は考えます。

そういった状況の中で、この三月の定例会においても議会では定員を二名削減という方向に踏み切った訳でありますが、村長はこれに関しどのようにこの議員定数二名削減したことに対して認識しておられるのか伺いたします。

村長

削減した理由については、私は具体的な話しはわかりませんが、一つに財政のことを考えておやりになったのかなという感じがいたしております。

ただ、私共の部局としても、それぞれやれるものからやっている訳で、ここで言う行政組織の見直しについてはその都度やって来ております。

現在合わないという問題につきましては、私は今の執行体制に合わせた形の機構づくりをしておりますので、これは合わないとは思っておりません。

ただ、今後これはまた変わっ

てくるかと思しますので、それについては検討して参りたいというふうに考えております。

先程来お話しがあったように、国の例えば交付税の問題やら、道路の問題等いろいろありますが、これらよりも先にやれと言ってもこれは無理な話で、当然その地方の自治体に合ったような形で、これからは我々も進めていかなければならぬと、このように考えております。

再再質問

来年三月元町支所、本目支所廃止ということが進んでいくと思いますが、廃止することに対しての諸問題は当然生じるだろうと思えます。

でも、住民サービスは低下させられないと思えますが、それらの中で実際どのような取り組みをされているのか、それと島牧村行政改革推進本部というものが設置されておりますが、それらの最近の活動状況をお聞きして終わりたいと思えます。

総務課長

来年三月に向けて両支所を廃止する中で、どのような取り組みをしているかというこ

とにつきましたは、まず両支所を廃止した後に、前にも議員協議会等でお話しいたしましたが、なるべく住民に不便をかけない方法で何とかしたいと考えており、そうなりま

す。例えば住民票ですとか、印鑑証明、納税証明、そういう各種証明をもらうにいたっては、わざわざ本所まで来なくてもいいように村内に簡易局が四つございいますが、これらの簡易局については協力体制としてそれぞれにおいて協力していただけると、理解は求めています。

他に郵便局、本目と原歌、泊の郵便局がありますが、こ

後藤議員

一、滝見道路決壊に伴う今後の対策について
先月の新聞報道に賀老の滝見道路崩落により「滝を見に行くことが出来ない」と掲載されて以来、島牧の観光に訪れる人が昨年より減少傾向にあると聞きますが、旧道を整備して対応する予定のようですが、本格的な対応についてはどのようにお考えか伺います。

村長

先の長尾議員の質問とほぼ同じではないかという感じがしている訳ですが、違っていればご指摘いただきしたいと思います。恒久的な道路以外の道路のことだろうと思いま

これらの郵便局もあわせた中で、そういう取り扱い業務を行って行くことで今後この最終的窓口になるのは郵便局、各種簡易局について一応了解は得られております。

郵便局もある程度の面については協力できるということでの話しをいただいておりますので、今後これらの中身、部分的なものについて郵便局を中心にして進めていきたいと思っております。

行政改革推進本部の最近の活動状況ということですが、実際のところ昨年一度開催し本年度についてはまだ一度も開催しておりません。

す。

当然あの国有林あるいは保安林等の網もかかっており、もしやるとなれば国有林側の道路も山の方の付け替えというようなことも今後検討していかねばならないという

ふうには思っておりますが、まだ協議しておりませんが今度他の違う道路、今言った恒久的な先程とは少し違うのかなと思えますが、他の道路については旧道を今復旧させましたので、これを使いながら他の道路ができないかどうか、これは他の関係機関もござい

再質問

私の言っているのは、旧道を廃止して今の崩落した道路を付替えた理由を村長は知っておられるか、なおかつまたそこがだめだから旧道に切り替えた訳ですが、先般札幌の方から見えた人の話によれば、あの道路であればせつかく滝を見に来ても大変だし、二度行くような所ではないという話も聞いております。せつかく島牧にあればいい滝がありながら、道路が悪いために悪影響を及ぼしております。

島牧にどうせ滝を見に行ってもああいう道路しかないのであれば行く価値がないと言われている訳で、かえって悪影響を与えます。ですから、今の道路を通れ

るうちにきちんとした道路を
早急にやるべきだと思えます。
我々から言われる前に先程
長尾議員が言われた通り、村
長自ら村の現状を知った場合
に何をしなければならぬか
ということをもまず一番先に考
えるべきだと思います。

私が言っているのは、そう
いう人方が言われる前に村長
自らこういう関係機関に働き
かけて、一日も早く安全な道
路を整備して、来てもらう観
光客に本当に喜んでいただけ
る島牧を売っていただきたい
ということですよ。

道路の崩れた危ない所にお
客さんは来ません。

行政はもう少しきちんとし
た対応をしてもらいたいと思
います。

その辺の答弁をいただきました
と思います。

村 長

質問の内容が少し変わって
きましたのでお答えいたしま
すが、実は私は復旧工事をやっ
た後に行ってきた。
非常にいい道路になってい
ます。

前の道路は非常に勾配がき
つくて、確かに一四〇メート
ル位長くなってありますが、

非常に歩きやすいし、いわゆ
るうまくできたなと思って感
謝しているところです。

そういう意味では今の道路
は確かに長くなりました。
だいたい行きは一〇分、帰
りは二〇分位かかると思いま
す。

私が行った時は、お年寄り
の方も結構来ていましたし、
子供さんも来ていました。

ただ、時間が多少かかるけ
れども今の道路は非常にいい
道路にできています。

当分の間はあの道路を使っ
ていきたいと思っています。

ただ、先程長尾議員から言
われたような将来恒久的なも
のは今後必要かと思われま
すが、先程来言っているよう
に相当多額な費用もかかるこ
うことでございますので十分
研究させていただきたいし、
何もその危険な道路だからあ
の道路を復旧させた訳ではご
ざいませぬ。

そういう面では安全である
と私は思っております。
その点ご理解いただければ
と思います。

では何もしないのかという
ことは、そのようなことはご
ざいませぬ。

当然支庁の方にも相談した
り、金銭の工面についても何
とか振興補助金の問題とか、
公園の事業で出来ないかとか、
そのようなことをすべてやっ
ておりますが、なにせ規制の
かかっている箇所ですから、
保安林内、あるいは国の規制
もかかっている公園内ではご
ざいませぬので、その点十分こ
れから検討しながら、他の道
路ということであれば別なこと
でまた検討しなければならぬ
と思っています。

私は現在復旧した道路は当
分の間使っていくべきだと思っ
ております。



別ルート of 旧遊歩道が整備され
終点の展望台から眺望するこ
ができる「賀老の滝」



賀老の滝上流側に位置する太古の森
遊歩道に架かる昇龍の橋

意見書の提出

次の意見書が可決され関係省庁へ提出しました。

意見案第一号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書

提出者 島牧村議会議員

伊藤 真一

じん肺訴訟については、これまで三件の最高裁判決をふくめ三十件の判決が出されていますが、いずれも企業の責任を明確にしています。また七十件あまりの訴訟は和解により解決しています。

しかしながら、じん肺訴訟の中で企業は、その責任を追求され、「一定の時の経過」を理由として時効を主張しています。

北海道においても、元炭鉱労働者や元トンネル労働者をはじめ多数のじん肺患者が今なお苦しみを続けており、看過しえない現状にあります。

こうしたことから、国をふくめて関連企業においては、じん肺被災者の救済のため、じん肺問題の早期解決に努め

るよう強く求めるものであります。

また、国においては、関連企業に対する適切な指導をおこなうとともに、じん肺の補償および予防にかかわる法制度の改善によって、じん肺根絶のために抜本的な対策を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。



研修活動

▽介護保険及び総合福祉調査特別委員会では七月五日、石狩支庁管内浜益村の介護保険及び総合福祉関係を研修視察しました。

浜益村は高齢化率四十・〇％という状況のもと介護保険及び総合福祉関係に取り組んでおります。

▽視察研修内容

一、浜益村で行われている居宅サービス

- ①介護保険サービス
- 通所介護サービス・訪問介護サービス・短期生活介護・通所者リハビリ
- ②自立生活支援サービス
- 軽度生活援助事業ほか七事業

二、介護保険制度に関する低所得者対策

- ①保険料
- 制度実施に対する考え方
- 低所得者を対象に独自減免施策を実施
- 平成十三年八月一日施行
- 軽減対象範囲と軽減率
- 老齢福祉年金受給者（「民
- 税非課税」第一段階中三十九名中四名該当

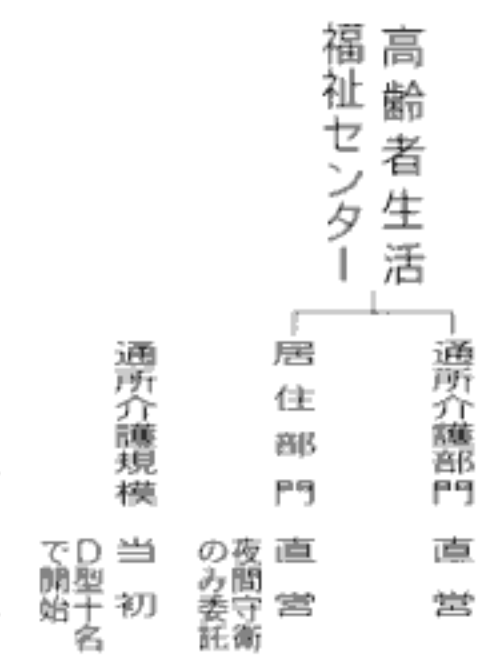
①利用料

制度実施に対する考え方
訪問介護・通所介護・短期入所介護・介護老人福祉施設利用について国の制度に併せ独自減免を実施している。

三、高齢者生活福祉センター運営体制

- ①設置目的
- 独居高齢者の受け入れ施設

②運営体制と運営費用



③施設規模と入居状況

鉄筋コンクリート造二階建
居住部門 単身八室（夫婦は単身室を通して利用）
計八名用

④入居資格と介護度

入居資格
原則六十五歳以上の高齢者で自炊可能な者
介護度

介護Ⅱ程度までであれば可

⑤入居者への在宅サービス提供の有無

訪問介護・通所介護・配食サービス・訪問理美容・寝具乾燥サービス



浜益村高齢者生活福祉センター 介護支援センター



介護保険及び総合福祉関係の説明を受ける

議会の 日誌

(平成13年5月17日)
(平成13年7月24日)

〔5月〕

- 7日 島牧美利河線要望活動(小樽市、札幌市 議長)
- 8日 後志総合開発期成会定期総会(倶知安町 議長)
- 14日 茂津多岬灯台周辺環境開発構想連絡会議
(瀬棚町 議長)
- 賀老の滝遊歩道崩壊現地調査
- 16日 島牧三大自然まつり実行委員会
(役場大会議室 議長)
- 17日 例月出納検査
- 22日 南部後志町村議会正副議長会平成13年度総会
(高島旅館 議長、副議長)
- 25日 島牧村交通安全推進委員会総会
(役場大会議室 議長)
- 29日 議員協議会

〔6月〕

- 1日～2日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、後志総合開発期成会要望運動
(小樽市 議長)
- 4日 後志総合開発期成会要望運動 道段階要望
(札幌市 副議長)
- 5日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会
(小樽市、札幌市 副議長)
- 参議院議員橋本聖子さんを励ます集い
(札幌市 議長)



七月十三日、本目海水浴場海開きが行われました。



七月十四日、賀老高原駐車場横において第二十七回狩場山開きが行われました。

- 6日 後志総合開発期成会要望運動 中央要望
(東京都 副議長)
 - 12日 丸紅(株)取締役来庁
(議長、副議長)
 - 寿都医師会地域医療協議会総会(寿都町 議長)
 - 13日 後志支庁管内町村議会議長会臨時総会、北海道町村議会議長会第52回定期総会
(札幌市 議長)
 - 15日 議会運営委員会
島牧村救難所30周年記念式及び13年度総会
(改善センター 議長)
 - 例月出納検査
 - 19日 岩内・寿都地方消防組合臨時議会
(岩内町 大高議員)
 - 21日 第2回村議会定例会
 - 22日 寿都地区防犯協会定期総会
(寿都町 副議長)
 - 24日 下山辰雄氏勲六等瑞宝章受章祝賀会
(レストハウス 議長)
- ## 〔7月〕
- 4日 北海道町村議会議員研修会
(札幌市 全議員)
 - 5日 介護保険及び総合福祉関係研修視察
(浜益村 大高委員長外)
 - 7日 仁木町農村公園「フルーツパークにき」オープン記念式典
(仁木町 議長)
 - 11日 島牧村山岳遭難防止対策協議会定期総会
(役場大会議室 議長)
 - 13日 本目海水浴場海開き
(本目海水浴場 議長外)
 - 14日 狩場山山開き
(賀老高原 議長外)
 - 17日 例月出納検査
 - 24日 南部後志町村議会正副議長会視察研修
(青森県深浦町、十和田湖町 議長、副議長)

編集を
おえ

▽議会広報「かりば第九十六号」をお届けいたします。

本号では平成十三年六月二十一日に開催された第二回定例会の一般質問、議案の審議内容を中心に編集しました。
▽本定例会では、賀老の滝遊歩道の崩落発生により復旧、整備計画等について、二人の議員から一般質問が行われました。

いうまでもなく、賀老の滝は村の顔でもあります。

また賀老高原は、春夏秋冬を通じて動植物、生物の息づき、そして何よりも大自然の躍動感が、私達にすばらしい感動を与えてくれます。

足を運んでみてはいかがでしょう。

▽九月二十九日で私達議員は任期満了を迎えることとなりますが、この間議員活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに、皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。